

## マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する方針

コインエージ株式会社（以下「当社」という。）は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下「マネロン等」という。）を防止するため、関係法令等を遵守し、業務の適正を確保するために、本ポリシーを定めます。

### 1.（重要な経営課題）

当社経営陣はマネロン等の防止徹底を経営上の重要な課題として認識し、マネロン等防止に主体的かつ積極的に関与し、これを適時適切に遂行する態勢とします。

### 2.（統括責任者）

内部管理統括部長をマネロン等防止の統括責任者に任命し、同責任者の指揮の下、マネロン等の防止対策を組織的に実施します。

### 3.（利用者管理）

利用者の取引時確認を犯罪収益移転防止法に則って行い、顧客属性に応じたリスクベースでの対応策を講じるなど、適切な利用者管理を行います。利用者の取引について調査を行い、その結果を分析し活用することで、対応策の見直しを行います。

### 4.（経済制裁等および資産凍結）

経済制裁対象者等との取引関係の排除、テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適時適切に実施します。

### 5.（疑わしい取引の届出）

取引時確認及び取引モニタリングによる検知、顧客フィルタリング、営業部門等からの報告等により「疑わしい取引」に該当すると判断した場合には、監督官庁に対し速やかに届け出ます。

### 6.（役職員研修）

全役職員を対象に、マネロン等の防止に関する関係法令、当社の方針、手続き等について研修を行い、知識の向上と意識の醸成を図ります。

### 7.（内部監査）

マネロン等の防止の状況について内部監査部門が監査し、その結果に応じて経営陣はマネロン等の防止態勢のさらなる改善に努めます。

以上